

平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求訴訟

原告 坊 真彦 外49名

被告 国

平成30年7月6日

証 拠 説 明 書

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	立証趣旨等
30	ビッグデータ会社とプロファイリング ～論究ジュリスト 2016 年夏号より	写	山本龍彦 ※蛍光マーカーは代理人による	2016.8.10	現代におけるプロファイリングの定義、特徴。 プロファイリングがプライバシー権・思想良心の自由などの人権及び選挙の公正などの憲法の基本原理を害するおそれがあること。
31	マイナポータル のホームページ (一部) http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html	写	内閣府		マイナポータルで提供されるサービスとして、「行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる」ことが掲げられていること。

甲第 30 号証

「ビックデータ社会とプロファイリング」 山本龍彦 2016. 8. 10
「論究ジュリスト」2016 年夏号 有斐閣刊

について

○この論文は、商業雑誌に掲載された著作権のある文書のため、ここには収録しません。

CiNii 掲載ページ： <https://ci.nii.ac.jp/naid/40020898120>

有斐閣掲載ページ： <http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641213180>

○証拠説明書にある「蛍光マーカー」は、以下の箇所に付けられています。

- (1) p.34 左段 15～16 行 「EU データ保護規則
- (2) p.34 左段 21～26 行 「自然人に関する …… された個人データ処理」
- (3) p.35 左段 19 行 ①データ量
- (4) p.35 左段 32 行 ②自動性
- (5) p.35 右段 3 行 ③科学的信憑性
- (6) p.35 右段 20 行 ④意外性（予見困難性）
- (7) p.35 右段 31～32 行 例えば、妊娠の …… とする場合、
- (8) p.35 右段 34～38 行 現在は、無香料性 …… 広く使われている。
- (9) p.36 左段 6 行 ⑤項目の広範性・細目性
- (10) p.37 右段 30～31 行 「フィルターバブル」
- (11) p.38 左段 24 行 Facebook を用いた有名な社会実験は、
- (12) p.38 左段 5 行 プライバシー権の侵害
- (13) p.39 左段 30 行 内心の自由の侵害 —— 意思の操作・誘導
- (14) p.39 右段 18～19 行 選挙権の侵害、選挙の公正の揺らぎ、民主主義の弱体化

